

(仮称) 福祉交通検討部会について (案)

(1) 設置について (国立市地域公共交通会議設置要綱第 7 条による)

平成 27 年第 1 回定例会に提出された福祉有償運送の積極的活用を求め陳情採択を受け、現在、市では福祉的な交通の検討を進めているところですが、コミュニティワゴン試行運行の抜本の見直しともあわせ、国立市地域公共交通会議に(仮称)福祉交通検討部会を設置します。福祉関係の職員・団体、交通事業者、NPO 福祉有償運送事業者などをメンバーとした場を設け、福祉的な交通に関する資料収集、調査、及び検討を行い地域公共交通会議に報告を行います。

(2) 構成メンバー案 (同設置要綱第 8 条による)

部会長：佐々木都市整備部長 (会長指名)

部会委員：(会長指名)

- ①福祉担当の市職員 (市の福祉についての実務担当者)
 - ・福祉総務課長
 - ・地域包括ケア推進担当課長
 - ・高齢者支援課長
 - ・しょうがいしゃ支援課長
- ②社会福祉協議会 (移動制約者・移動困難者の代弁者)
 - ・ケアマネージャー、保健士の団体等 (福祉の現場における実務担当者)
- ③タクシー事業者 (一般乗用旅客自動車運送事業者 (タクシー・福祉タクシー) の代表者)
- ④NPO 福祉有償運送事業者 (福祉有償運送の実態と福祉的な交通システムに詳しいこと)
- ⑤公募による市民委員から希望する委員 (市民代表)
- ⑥バス事業者 (一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者)
- ⑦コーディネーター (地域公共交通などのエキスパート、円滑な合意形成を誘導するため)

事務局：

国立市都市整備部交通課

(3) 今後の予定

11 月までに一度開催することを予定しています。